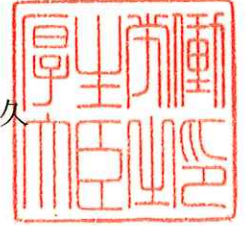


厚生労働省発生食 0224 第 2 号
平成 29 年 2 月 24 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について、アスパラギナーゼ、亜セレン酸ナトリウム及び 1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸に係る成分規格について、ヒ素に関する改正並びに鉛試験法及び微生物試験法が設定されることを踏まえた記載の変更及び用語又は用例の記載の統一を目的とした改正を行うこと

